

川崎市PPPプラットフォーム設置要綱

〔令和元年6月20日〕
31川総行第226号

(目的及び設置)

第1条 PPP(官民パートナーシップ)の推進に向けて、PPP事業のノウハウの習得と案件形成能力の向上を図り、地元事業者の事業関与につなげることを目的として、川崎市PPPプラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を設置する。

(事業)

第2条 プラットフォームは、次に掲げる事業を行う。

- (1) PPP事業に関する情報・ノウハウの共有(セミナー、勉強会等の開催等)
- (2) その他PPP推進のための事業

(組織)

第3条 プラットフォームは、事務局、コアメンバー及びプラットフォームメンバーをもって組織する。

(事務局)

第4条 事務局は、セミナー、勉強会等プラットフォームの運営に関する企画、立案を行う。

2 事務局は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

(コアメンバー)

第5条 コアメンバーは、事務局との協議・調整のほか、各団体の構成企業等に対しセミナー、勉強会等の開催等に関する意見交換、情報提供等を行う。

2 コアメンバーは、別表第2に掲げる者をもって構成する。

(プラットフォームメンバー)

第6条 プラットフォームメンバーは、プラットフォームが開催する各種セミナー、勉強会等に参加を希望する市内外の民間事業者とする。

(庶務)

第7条 プラットフォームの庶務は、川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

別表第1(第4条関係)

事務局

川崎市
株式会社 日本政策投資銀行
株式会社 民間資金等活用事業推進機構
川崎信用金庫
株式会社 横浜銀行

別表第2(第5条関係)

コアメンバー

一般社団法人 神奈川県建築士会 川崎支部
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 川崎支部
一般社団法人 神奈川県測量設計業協会 川崎支部
一般社団法人 神奈川県ビルメンテナンス協会 川崎支部
一般社団法人 川崎建設業協会
一般社団法人 川崎市空調衛生工業会
一般社団法人 川崎市電設工業会
一般社団法人 川崎塗装業協会
協同組合 川崎市建築家の会
川崎市造園建設業協同組合